第7回協議会

(平成15年7月3日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第7回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成15年7月3日

開催場所 会見町役場 2 階会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭 森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓 福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫 板 秀樹 橋谷 守江 佐伯 勝人 秦 豊

欠席委員 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦 合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃 合併推進室主事 前田智恵子 会見町建設課長 米澤 睦雄 西伯町建設水道課長 藤原 良一 会見町町民生活課長 野口 晃 会見町税務財政課長 竹内 誠一 会見町税務財政課長補佐 稲田 豊 西伯町町民生活課主幹 田辺 登 西伯町町民生活課主幹 仲田磨理子

西伯病院事業管理者 渡部 哲哉

(午後1時30分開会)

奥山合併推進室長 失礼いたします。皆さん、こんにちは。委員の皆さん、傍聴者の皆さん、また報道各社の皆さん、本日の合併協議会にお出かけいただきましてありがとうございます。事務局の奥山と申します。よろしくお願いします。

7月に入りましてそろそろ梅雨明けが待たれるきょうこのごろであります。皆様方には引き続き合併の協議に御協力をお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

最初にお断りをいたしておきますが、会議資料につきましては事前に皆様方に配付というようなことでお約束をしておったわけでありますが、一部遅れまして誠に申しわけございません。本日、皆様方の机の上に、お手元にお配りしておる資料も協議資料でございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第7回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆さんの出席状況でありますが、鳥取県市町村振興課分権推進室 長の亀井委員は、公務のため欠席でございます。したがいまして、委員17名のうち16 名の方が出席でございます。本協議会の会議の成立要件でありますが、西伯町・会見町合 併協議会規約第10条第1項の規定によりますと、委員半数以上の出席で成立するとなっ ています。したがいまして、本日の会議につきましては、成立することを御報告いたしま す。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず会長のあいさつでありますが、西伯町、坂本町長よりごあいさつをお願いをしたい というふうに思います。よろしくお願いします。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

うっとうしい梅雨空が続いておりますけれども、委員の皆様方にはお元気で合併協議に 何かとお力添えをいただいておりまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

きょうは第7回の協議会を御案内いたしましたところ、お忙しかったと思いますけれど も、御出席をいただきましてありがとうございます。

前回の6回会議以降、大きな変わったことがございました。1つは、まちづくり委員さんに両町ぐるっと一周見学会ということで、6月の12日と6月の15日に2日間にわたって両町を見て回っていただきました。会見町の皆さんは西伯町を見て、西伯町は随分広いなという印象だったように報告を受けておりますし、また西伯町の皆さんは会見町を見

られまして、農業の振興がすごいなという印象をお持ちだったようでございまして、お互いに近くでありながら随分と違った部分を発見し合って、いい勉強会ができたのではないかなというように思っているところでございます。今後のまちづくり委員会のビジョンの中で大いに生かしていっていただきたいものだというふうに願っておるところでございます。

もう 1 点は、御案内のように会見町におきまして住民運動が起きておりましたけれども、これが請求が却下となるというような結果でございました。それだけにこの協議会に寄せられる期待というものは今まで以上にまた高まったのではないか、このように思うところでございます。

私はそういう皆さん方の運動も大切にしながら、結果は結果として受けとめなければならないというように思っておりました。願わくばそういうことが大きなこの両町の合併のしこりになって残らないように願うばかりでございますが、最前も申し上げましたように、合併協議会に対する関心や期待というものが今まで以上に高まったというように思うわけでございまして、委員の皆様方にはひとつそういうことも踏まえながら、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今日は、前回提案いたしておりました事項につきまして協議、決定をしていただくということでございます。いろいろそこに掲げてございますけれども、よろしく御審議を賜りまして、適切妥当な結論になりますように御協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

開会に当たりまして一言申し上げて、ごあいさつにかえたいと思います。よろしくお願いたします。

奥山合併推進室長 ありがとうございました。

本日の会議の進行でありますが、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が当たるということになっております。坂本会長にて本会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 それでは、私の方で進めさせていただきたいと思います。

議事録署名委員の指名でございますけれども、森岡幹雄委員さん、宇田川弘委員さんを 指名したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

日程では、実は西伯病院についてその他の項で掲げておりましたけれども、日程を変更 をさせていただきまして、ここで病院について若干時間をとって、きょうは病院管理者、 渡部管理者が来ておりますので、説明をさせたいと、このように思います。

この病院につきましては、実は西伯町におきましてずっと以前から計画を進めてまいっておったわけでございますけれども、この合併の時期と重なるようなことになりまして、この3月の西伯町の議会において全面改築の方向が御承認をいただきまして、急遽、会見町の議会の方にも御説明に伺ったような次第でございます。会見町の方でも大きな関心を持っていただいておりますので、議会の方にも御説明をし、またこの合併協議会の方にも一応、知らんということではなかなか合併協議もうまく進まないと、このように考えまして、私の方で要請をして来ていただいたわけでございますので、ひとつ、これは聞き置くということで御了解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

渡部西伯病院事業管理者 西伯町の病院事業管理者の渡部でございます。よろしくお願いします。

それでは、お手元の資料、18ページの次から病院の資料をつけておりますので、この 資料に従いまして御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

では、西伯病院の現状と改築の概要について、1ページから御説明申し上げます。1ページは、現病院の概要等を記載いたしております。所在地は御承知のとおりの場所であります。

病院の規模ですけれども、210床ということで、一般科が102床、精神科が108 床。一般科と精神科が約半々の病院でございます。一般科102床のうち60床は療養型 ということで、医療療養型と介護療養型それぞれ30床ございます。診療科は11科とい うことで、内容は下のとおりであります。

建設年次ですけれども、精神病棟は昭和38年、一般病棟は昭和60年というものであります。

(5)の患者の状況であります。平成13年度ですけれども、入院患者は約6万2,00人、外来患者は約8万人という状況でございます。

2ページをお願いいたします。2ページは、現病院の主な課題をまとめております。1 点目は施設・設備関係でありますけれども、老朽化、狭隘化が進んでおります。また、2 番目に書いておりますけれども、介護保険の基準あるいは医療法の基準に不適合ということになってございます。例えば、患者食堂を療養病棟は設置する必要があるわけですけれども、こういった患者食堂がございませんし、廊下幅、両側に病室がある場合、基準では2.7メーター必要ということにされておりますけれども、1.9メーターしかないとい

うふうな状況であります。また、病室の面積につきましても、基準では6.4平米以上ということになっておりますけれども、これがこの基準を満たしていないというふうな状況であります。3番目に大部屋仕様というふうに書いておりますけれども、大部屋は非常に多うございます。一般的には4人以下の病室っていうのが多いわけですけれども、当院の状況を見ますと、まず一般病棟ですけれども、5人以上の病床の割合が約4分の3、75ございます。病院全体で見ましても6割がそういった状況だということであります。ちなみに個室の割合は5%を割っております。非常に大部屋の多い病院だということです。もう1点は検査が外来の診療室から離れている。患者さんの動線が長いというような問題点があります。

また、(2)に記載しておりますけれども医療関係では、内科、整形外科、こういった非常に患者さんがふえているところですけれども、医師が不足している、あるいは外来の診察室が不足している、そういった状況であります。また、精神科の特性が活かされていないということで、これまでは院内での医療を中心にやっておりましたけれども、やはりこれからはこういった機能を外に開放する必要があるだろうというふうに考えております。また、リハビリ機能が不足しているということも問題の一つになっております。

(3)ですけれども、在宅支援関係について見ますと、通所リハビリというふうなものをやっておりませんし、訪問看護、これから重要になるわけですけど、こういった在宅支援機能が不足しているというふうに考えております。また、精神疾患患者の社会的入院、入院患者の約4分の1ですけれども、本来的には病院ではなくて在宅で過ごせるという方、こういった方がよく入院しておられる。病院としてはこういった方々の解消、あるいは在宅生活の支援が必要だろうというふうに考えております。

3の新病院の目指している方向であります。これからの医療っていいますのは、急性期医療、例えば1週間とか2週間で退院するような医療ですけれども、こういった急性期医療と回復のためのリハビリを行う回復期リハビリ医療、もう1点は療養型、この急性期と回復期リハあるいは療養型の3つに区分されることになります。当院が目指している方向ですけれども、こういった1週間とか2週間とかの入院、こういった機能につきましては、鳥大とか労災等の米子市内の高機能病院にゆだねまして、回復期リハビリテーションあるいは療養型の機能を持つ病院として整備するということにいたしております。

新しい病院の特徴を記載しておりますけれども、大きく言いますと在宅、メンタル、IT、この3点をキーワードにいたしております。

1点目の在宅支援機能の充実ということですけれども、通所リハビリテーションを新たに開設したいというふうに思っておりますし、理学的リハビリテーションも充実したいというふうに思っております。また、訪問看護ですけれども、これは既に本年度から開始いたしましたけれども、訪問看護も引き続き実施したいというふうに思います。

- (2)ですけれども、精神科医療の地域への開放ということで、高齢化に伴いまして、
 痴呆性の高齢者どんどんふえてまいります。新しい病院ではこういった痴呆性の高齢者の
 対応あるいは増加してまいりますストレス性疾患の専門相談機能、こういった機能を持ち
 たいというふうに思っております。また、 に書いておりますけれども、痴呆性高齢者の
 症状改善手法の実証研究ということで、痴呆性の高齢者の方は昔のことを思い出すと症状
 が緩和されるというふうに言われております。回想法と言われるんですけれども、こうい
 った回想法を取り入れて問題行動を減らしていこうというふうな取り組みをしたいという
 ように考えています。また、 に書いておりますけれども、痴呆専用病床を新たに20床
 設けるということにいたしております。
- (3)のIT化の推進ですけれども、米子市内の高機能病院、現在は鳥大を念頭に置いておりますけれども、ここと連携をいたしまして、遠隔画像診断を実施したいというふうに思っております。例えば、CTの画像を電子情報にかえて大学の専門のドクターに見ていただく。その結果を病院に返していただくというふうな手法ですけれども、こういう方法をとりますと患者さんが一々大学の方に行って診ていただくというふうな必要がなくなるわけでございます。もう1点は、患者の待ち時間の短縮あるいは業務の効率化につながります電子カルテを導入したいというふうに考えております。

3ページをお開きください。3ページは新病院の規模等であります。現在は、先ほど申し上げましたけれども210床の病院ということで、大規模病院の枠組みに整理されております。現在、国の方では病床抑制政策によりまして、大病院につきましては診療報酬が下げられる低減傾向にあります。また、新しい病院の機能といたしまして、在宅支援機能を充実したいというふうに思っておりますし、現在、精神科では社会的入院の方が非常に多くいらっしゃるということもありますので、それらを考慮いたしまして、全体としては198床、200床を割る病院。一般科、精神科それぞれ99床ということで、中規模病院の枠組みにしたいというふうに考えております。

病床構成の内訳は表のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

(2)の病室の構成であります。先ほど問題点を申し上げましたけれども、今は4人以

下の病棟というのが一般的であります。新しい病院もすべて4人以下の部屋とするということで、加えて個室志向が非常に多いもんですから、個室を全体の3分の1ぐらい設けたいというふうに考えております。内訳はその表のとおりであります。

4ページをお願いいたします。病棟等への付加設備等ということで、主だったものを拾い上げておりますが、まず病棟につきましては、特に療養病棟ですけれども、現在、患者食堂もございませんので、そういった食堂を設けたい。あるいは十分な広さの談話室も設けたいというふうに考えております。また、家族の面談室、これも現在ありませんので、各病棟に設置したいというふうに思います。4つ目のぽつですけれども、退院支援のためといいますか、家族の方に退院後の看護あるいは介護の方法を学んでいただくために、家族の宿泊研修室、こういったものを設けたいというふうに思っております。また病室ですけれども、これも退院後の在宅生活というのを念頭に置いておりまして、自分の力で排せつ等ができますように、各室にトイレ、洗面を設けたいというふうに思っております。また、1人当たりの病室面積ですけれども、現在の基準は6.4㎡と言う事になっておりますが、8㎡ということに今見直しが検討されております。こういった将来も予測いたしまして、8㎡を確保したいというふうに考えております。

(4)の外来診療部門ですけれども、患者動線が非常に長いということがありますので、中央検査室あるいは中央処置室、こういったものを設けて患者の動線を短くしたいというふうに思っております。また、画像診断部門、これはレントゲンとかCTとかですけれども、これも集中して配置したいというふうに思います。それと、先ほど申し上げましたけれども、近年問題になっておりますストレス性疾患、こういったものに対応するために心療内科を設けるということにしておりますし、患者が増加しております内科、整形外科、それぞれ1診を増設したいというふうに思います。

5のスケジュールですけれども、本年度、基本設計と実施設計を実施したいということで、これはさきの6月の西伯町議会で予算を御承認いただけたところでございます。また、 建設工事につきましては、来年度と再来年度の2カ年でやりたいということでございます。

6の改築事業費と収支見込みですけれども、現時点で想定しております事業費等ですが、 まず総事業費55億2,000万円ということで予定をいたしております。各年度別の事 業費、財源内訳は表のとおりであります。

次に、収支見込みですけれども、資金ベースでいきますと平成17年度以外の各年度に ついてはすべて黒字の見通しを立てております。この平成17年度っていいますのは、起 債の繰り上げ償還というのがあるわけですけども、この財源につきましては西伯町の方で基金を設ける等の方法によって責任を持って対応するということになってございます。また、この借入金の返済ですけれども、県から利子補給がございます。2分の1の利子補給がありますし、交付税措置があります、これは元利償還についてですけれども。それに加えて、先ほど申し上げました通所リハビリ等のまた新たな事業によりまして収入を増加させて返済するということで、町からの持ち出しなしで返済できるというふうに考えております。

以上でございますが、改築に関連いたしまして、7月の19日、プラザ西伯におきまして病院改築設計のプロポーザル、公開ヒアリングというのを実施いたす予定でおります。 時間は9時40分からということですので、御都合がつかれる方は御参加いただきたいというふうに思います。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございました。

ただいま病院事業管理者の渡部管理者の方から病院改築の現状と改築の概要ということで説明をいただきました。皆様方の方で何か質疑があれば、質疑をお受けしたいというふうに思います。

岡田委員。

岡田委員 平成13年度の患者さんの利用統計のようなものをとっておられるようでございますが、出身市町村の割合のようなものは把握していらっしゃいますでしょうかどうでしょうか。もしあるとすれば、その上で、西伯、会見、両町の利用者の割合というようなものがわかれば、教えていただきたいと思いますが。

渡部西伯病院事業管理者 入院と外来とあるわけですけれども、まず入院の方から参ります。西伯町の割合が約3分の1、34.8%であります。会見町につきましては8.1%ということでございます。参考までに申し上げますと、米子市の入院の方が約4分の1、24.1%ございます。特に精神科の入院というのが米子市の場合は多いようであります。次に、外来患者ですけれども、西伯町の利用が約7割、70.4%であります。会見町の利用は6.1%という状況でございます。以上でございます。

岡田委員 ありがとうございました。

坂本会長 いいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、以上で西伯病院についての現状の改築の概要に ついての説明は終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、早速協議事項に入らせていただきたいと思います。

前回提案事項で御提議を申し上げておりました建設事務の取り扱いについてを議題とい たします。

事務局の方から説明をお願いいたします。

奥山合併推進室長 協議会資料の2ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号でございます。建設事務の取り扱いにつきまして、新町における建設事務の取り扱いにつきましては、平成15年6月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第6回会議提案事項第1号のとおりでございます。

よろしく御審議のほどをお願いします。

坂本会長 口で言ってしまえばそげですけど。(笑声)局長、問題点になっていたこととか、問題は何だいなかったとか、そういうぐらいのことはサービスで言いなさいや。(発言する者あり)いや、前回の。

奥山合併推進室長 担当課長の米澤課長の方から申し上げますので、よろしくお願いいたします。

坂本会長なら、米澤課長。

米澤課長 失礼します。

前回の会議で協議いたしましたときに質問が2点ございました。第1点目は、急傾斜地崩壊防止対策事業につきまして、会見町と西伯町の対応の仕方が違っているということでございまして、西伯町の方は、国が40%、県が40%、町がゼロ%、個人負担、受益者負担が20%。会見町の場合につきましては、国、県は同じでございますが、受益者に13%で、町7%の補助をすると。これに対しまして町道との整合性がないんじゃないかと、町道には6万円の上限額がありますが、こちらの方には上限額がないということで、これについてどう思うかという質問だというふうに記憶しております。これにつきまして、専門部会の方でちょっと協議いたしましたけれど、基本的には町道の方は町有財産、公共財産でございまして、急傾斜地はあくまでも個人有財産でございます。人の命はかかっておりますけれども、やはり個人有財産につきましてはそれなりの負担をしていただくのはやむを得ないんではないかというふうに考えております。ですから、やはり西伯と会見が合併した際には西伯町方式にいたしまして、受益者の方から20%いただきたいというふう

に考えております。

それから、この工事はあくまでも県の工事でございまして、これは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律というのがございまして、それの第23条に、都道府県は、都道府県営工事により、著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に都道府県営工事に要する費用の一部を負担させることができるという規定がございます。これからいきましても、この20%の割合につきましては、町が補助をするんではなくて、やはり受益者とそれから県の方の話し合いが必要ではないかと考えております。以上でございます。(発言する者あり)

もう1点でございますが、もう1点は町営住宅の問題につきまして、西伯町の方の町営住宅についての今後の考え方という質問だと記憶しておりますが、これも専門部会で協議いたしました中で、ここにも書いてありますように、管理戸数のうち72戸が既に老朽化していると。これに対しましては順次、用途廃止やそれから必要によりましては建てかえも検討いたしまして、民間または公営により推進していきたいと、かように考えております。以上です。

坂本会長 ありがとうございました。

急傾斜地の問題と町営住宅の問題について提案をした以降、専門部会で今お話しのあったようなことを詰めていただいて、そういうことでやりたいという御提案でございます。 それで今日、そうだということにここでなれば、もうそのような方針で新町ではやっていくということになるわけでございます。そのことを踏まえて御質疑や御意見はございませんでしょうか。

福田委員。

福田委員 若干質問させていただきたいと思いますが。2ページの町道認定の関係でございまして、現況は見ればわかることで理解をしております。ただ、課題として、認定路線の再検討ということが示されておりまして、その調整方針ですが、幹線市町村道の基準、こういう言葉をここでも見させていただくわけでございまして、これに基づいての見直しということになるのかどうか。この見直しという基準があるとすれば、このように若干違っておるというように、これまでの根拠がどういう状況でこのようになってきたのか、あるいは見直さなきゃならんのか、こういうことが若干疑問的に思ったわけでございます。したがって、合併時までにこれらを統一をしたい、こういうようになっておりますので、このことについて若干説明いただきたいと思っております。

1 問ずつでええですかな。 1 問ずつがようございますか。

坂本会長 1問ずつやってください。

どうぞ。

米澤課長 まず第1点目の、幹線市町村道の基準といいますのは、これは市町村道事業 についてでございますが、この中に幹線市町村道の選定というのがございまして、幹線1級市町村道の基準とか、幹線2級市町村道の基準というのがございます。これに沿って見直していきたいというふうに考えております。

それから、1級町道の数とかどういうふうにということでございますが、私たちも過去のことはちょっとわかりません。ただ、ここで単純に考えてみますと、西伯町が1級町道が8路線なのに、会見町の方は20路線もあるということで、ただ単純に数の方でこれは本当にこの基準に合っているかということをちょっと危惧したわけでございまして、合併までにはこの本にありますこの基準に従いまして、ちょっと見直していかなければならないということで確認をしております。以上です。

坂本会長 えらい申しわけありません。私がちょっと議事の進め方が悪かったと思いますが、最初に急傾斜地とそれから町営住宅の前回問題になっていたことについて、ひとつ 御質疑や御意見を賜りたいと思います。

はい。

宇田川委員 先ほどの説明で、13%の会見町、西伯は20%で、20%に統一するという話でして、その中で、その地元負担に対しての受益者と県で話をせよと。行政はかかわっておって、基本的に受益者と県で話しせえなんていって突っぱねたようなあれだなしに、そこにはもうちょっと何というか、いや、我々はできれば13%にしてもらいたいというのが基本的な物の考え方の中から、受益者と、なら話をすれば何か強い受益者がおった場合にはええ条件が仮に、仮にですよ、出てきたりして、そうでない場合にはきつい条件であるとかというふうなことも含めて、やっぱり何というか、13%に限りなく、していただきたいという考えのもとにちょっと質問です。

坂本会長 米澤課長。

米澤課長 先ほどの私の方からの言葉が足りませんでえらい誤解を受けておりますが、 あくまでもこの事業につきましては町村が中には必ず入りますので、町村を通してやりま す。ただ、その受益者の中に例えば生活保護世帯、それから収入の少ない世帯が必ずある と思います。そういうことに関しましてもやはり町村も一緒になってやっぱり県と折衝し ていく形はとりたいと思います。

坂本会長 宇田川委員、いいですか。

宇田川委員 いや、その13%を20%に必ず、まあいわば住民の負担の少ない方じゃなしに住民の負担が多い方にこの場合はするという提案だけども、私は住民の負担をこのケースに限ってはぜひとも、今どこにも事業は行われていないけども、住民の負担の少ない方に私はしてほしいというのを、まあそこの辺がかみ合わんところなんだけど、20%にするのか13%にするのか、それから極端に譲る部分があるのかないのか。

坂本会長 米澤課長。

米澤課長 あくまでも、確かに県との問題もございますが、あくまでもこれは個人有財産でございますので、私は町道との整合性から見ましても、逆に言えばやっぱり受益者負担の方はきちんといただきたいというふうに考えております。(「受益者負担するだ」と呼ぶ者あり)

坂本会長 どうですか、この件について。

福田委員。

福田委員 ちょっと町道の関連じゃなくて、住宅の関係で前回質問したもんですから、 それ先にならさせてもらっていいですか。

坂本会長 いやいや、この件で。

今、いわゆる専門部会で出した結論は、受益者の負担金をいただくという方向、宇田川 委員のおっしゃるのは、限りなく負担をなくす、低くする方向ということで......。

宇田川委員 私は13でお願いしたいということです。合併した後の話を今するわけだけん。だけんそれを13にしてほしいてっていうわけですけん。

坂本会長 今、やりとりしておりますが、ほかの委員さん方の御意見はありませんか。 佐伯委員。

佐伯委員 もともとこれ、私の出した問題なもんですから、少なくとも両町の合併についてのいわゆる負担の関係等々につきましては、低い方にということがもともと確認されておったように記憶しております。そういう面で、そういうことからこれを質問の中に入れたわけですけども、そういう面ではやはり負担というものは低い方がやはり住民サービスの点から見てもこれは整合性があるんじゃないかなというふうに思っております。そういう面では、宇田川委員さんのおっしゃる面について、どうかなというふうに、正しい方向に言っておられるんじゃないかなというふうに私は思っております。

そういう観点から見れば、あくまでも個人財産をいじくるということは間違いないことだと思います。そういう面においても、やはり県なり国なり、40パー、40パー、それで町が全然その中にタッチしていないということもこれ、今まで西伯町の場合はおかしいっていうか、会見町の場合は7%出しとったよという、そのこと自体が何か違った意味で西伯町の例に、出さん方の例にこれを一発ですとんといくというのがなかなか難しい考え方じゃないかなというふうに個人的に思うわけですが。

坂本会長 ちょっと休憩します。

(午後2時15分 休 憩)

(午後2時25分 再 開)

坂本会長 再開いたします。

ただいま急傾斜地の事業の取り扱いについて御異議がございますので、当協議会といた しましては、専門部会にもう一度差し戻しまして、次回のこの合併協議会においての審議 にゆだねたいというように思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次、町営住宅の関係で御質疑や御意見はございませんか。どうぞ。

福田委員 町営住宅、4ページですが、この件に関しては、前回提案の際に若干質問させていただきました。しかしながら、会見町と西伯町の町営住宅に対する実態というものがかなり違うということも私を認識をしたわけでございます。したがって、6月の定例議会の西伯町議会では、つぶさに西伯町の方へ質問をしたところでございます。それについては省略をさせていただきますが、何としてもこの191の管理戸数に対する老朽化の実態というものが、今大変な時期を迎えたと、そういうことを言っても過言ではないだろうと思いますんで、それらに加えまして、会見町さんの方が第二小学校のいわゆる地域が寂れないための政策として行われたものが町営住宅の実態というぐあいに受けとめております。したがって、今後合併した暁の町営住宅に対するものが、ここに書いてあるのは、調整方針は、各町の制度等はそれぞれ継続をするというぐあいに書いてありますんで、果たしてこの文言だけで十分な対応ができるだろうかというのが実は疑問でございましたんで、そこら辺の実態というものが専門部会の方でどのように議論をされて、こういう調整方針の文言としてあらわれたのか、この辺がまず前回の質問に対する今回聞きたい点であります。とりあえずこれ1点、先に。

坂本会長 藤原課長。

藤原課長 失礼します。

町営住宅の議論をいたしましたときに、やはり今おっしゃいましたように、西伯町と会見町ではこの制度そのものの生まれも育ちも違っております。それぞれの特性がそれなりの状況にありまして、従来この制度の中でそれぞれの役割を果たしてきたというふうに思っております。それで、今後考えますときに、会見、西伯ともに米子市、いわゆる都市化の進行にあります米子市のやはり周辺機能、仕事と住むところのすみ分け、そういうような役割を備えていく必要があるというふうに考えまして、特に定住化対策を重点に考えていくわけですけども、やはり従来の低所得者向けのいわゆる二種住宅、町営住宅というものは、一定の維持管理がなされているものにつきましては、適正な管理をしてまいると。それから十分でなくって今日に至っております住宅につきましては、やはりその修理、改修っていうのも非常に難しい問題ですから、あわせてもう一つ難しい問題は、入居者がいらっしゃるという問題、そこらあたりを十分考えてみましたときに、古いところのものにつきましては、西伯町の場合ですけども、これは何とかして移転をしてもらって、新しい政策で進めていく。それから団地的にまとまったところで建てかえをするから移っていただけますかということで了解ができるようなところについては、建てかえをしていく。いわゆる低所得者向けのを進めていくと。

一方、やはり今申し上げましたように、米子市の方ではコーポが結構林立してまいって おりますけども、将来的にやはり若者の定住といったところの対策を進めていかないと、 その周辺機能の役割を果たせないんじゃないかというようなことで、調整方針として、簡 単に今そういうような書き方をしております。

具体的に調整方針を、今申し上げたような考えでありまして、それをちょっと調整の方針に上げておりませんけども、用途廃止をしとるものについては廃止をしたり、建てかえを検討して、民間、公設、両方による定住化対策を進めていくという考えを打ち出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

坂本会長 福田委員。

福田委員 西伯町議会で議論しておりますんで、これ以上ここでの議論は必要ないと私自身思っておりますが、ただ、協議会の中でどのように位置づけていくかということは、やはり合併をしても人口が減るということは否めない事実であろうと。したがって、この新しい行政としても、今おっしゃる定住化拡大ですね、この施策、それに対する民間の宅建というですか、そういう業者が新町の中に団地化を図っていくとか、あるいは公的な立

場で、いわゆる低所得住宅であったり、若者向け住宅であったり、いろんなことを包含をされて、やはり定住化対策の柱にしていく必要がありはしないかというのが私の気持ちでございまして、ここら辺にそういう、先ほどおっしゃいましたし、6月議会で議論してますから、おおむね課長がおっしゃることはわかりますんで、それらをやはり新町となる会見町さん側にも、これまでの西伯町の担ってきた住宅政策と、それから新しい町の定住化対策というものは、やっぱりきちっとした方向を見出しておくべき必要がありはしないかという点で質問をしたところで、これ以上細かいことは別の機会であろうと思いますから、割愛をさせていただきます。

西伯町の中では、古い住宅を壊して用途が未定だとか、ここの部分書いてありますが、 私が言っているのは建てかえ事業であるとか、あるいは希望があれば長年そこで住宅に入って生活をした人が、新しい町、西伯町で定住をするということになれば、払い下げだってやってもいいじゃないかという、具体的に言えばそういうようなことを政策の一つとして示す必要がありはしないかということを、会見町さん側の協議会委員さんの方へは内容的なもんだということを述べて、この項については終わります。

坂本会長 それでは急傾斜地と町営住宅については一応審議をいただいたということで、 その他の点について。

福田委員。

福田委員 先ほど若干質問しました。まず、町道認定の関係と、それから 5 ページの地元負担の関係でございます。

これにつきましても先ほどの負担と同様でございますんで、これは会見町さん側の方としても、率が下がる方ですから、特にその面では異論がないだろうというぐあいに思いますが、ただ基準の1級、2級、その他のとらえ方が、基準が全く私はわかりませんので、できれば次回に、基準とそのことによって見直されていく、ここでは合併時までに統一するということですんで、どのように、何でこれだけ違うのかっていうことは全くわかりませんので、できることならば合併までよりもむしろこれを決定するまでに出していただければなというのが1点でございます。

それから2点目の質問でございます。3ページ、除雪の関係でございまして、雪が降れば住民も大騒ぎをしますし、そうかといって行政側が除雪に対応するっていうのは財源的にも非常に当初予算と補正で大きく違うということは当然でございまして、苦慮をする内容であろうと思っておりますが、この中で、施工方法ですね。一方は、会見町さんは7社

業者委託ということになっておりますが、西伯町では業者委託と建設水道課の直営、こういう表現になっておりまして、両町の制度を継続するということは、いわゆる同じ町になっても片一方では職員がやっていくのかということが基本的に残ってきますし、またその下でございますけども、歩道そのものが除雪していない、全く歩道まで全部除雪するっていうことは不可能だっていうぐらい私も認識はいたしますが、会見町さん側では括弧で通学路と書いてありますが、7社のうちの1社に委託をしてやっておると。こういうことが会見町の例によるということになりますと、西伯町では全くやってないことがどのようにやっていかれるのかということも不明確でありますんで、若干この辺についても説明をいただいておきたいなという具合に思います。

あとは数字的な統一の負担の関係ですから、先ほど議論がありましたんで、質問を割愛 します。以上です。

坂本会長 米澤課長。

米澤課長 第1点目の町道認定の関係でございますが、これは事前に資料が配付してございますので、それを読んでいただきたいと思います。これによりまして、西伯、会見の町道認定をもう一度見直します。それに伴いまして、もしかしますと1級町道から2級町道に落ちるかもしれません。ただ、それは基準にあくまでも照らした上でのことでございますので、それは御了解を得たいと思います。よろしくお願いします。(「除雪」と呼ぶ者あり)

それから歩道の関係でございますが、これは確かに会見町の方では会見小学校の通学路を両方とも除雪しております。西伯町の方はあくまでも通学路の歩道ですけど、これ除雪していないということでございますが、これは専門部会の中で協議いたしました結果、やはり会見町が今までしとったやつを急にやめるいうことはできんだろうと、単純に考えても。そうしますとやはり合併した後は両町とも子供の通学路は除雪をしていかんといけんではなかろうかという結論に達しております。(発言する者あり)

坂本会長 どうぞ。藤原課長。

藤原課長 入れかわりで答弁します。

今、米澤課長さんが申し述べられたとおりでございますけども、やはり歩道といいます ものは、町道は数少のうございまして、従来、西伯町、会見町さんもそうかもしれません けども、それぞれのいわゆる管理者といいましょうか、県は県道、国道は国道、そういう 中に除雪をお願いしていくのが筋だろうという議論もしてまいったところでございますの で、補足させていただきます。

坂本会長 いいですか。

福田委員 要望的な内容になるかもわかりませんが、会見町の例ということはいいことですから、住民なり子供にとって大変結構なことですが、ただ、西伯町の場合はバス通学と本当に徒歩通学しておる子供がおりまして、いつも要望が出てきますよね、通学路除雪してくれと。こういうことにどう対応ができるかということで、町はなかなか難しいということで今日まで避けておったのが事実でございますから、むしろこういうことになれば、西伯町の子供たちやら父兄は喜ばれるんで問題はないと思いますが、その辺の実態というものが伴っていかないといけませんので、これは要望にとどめておきます。

坂本会長 福田委員さん、それはそうですけども、その程度で……。

福田委員 よろしくお願いします。これで終わりますけん。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 進め方で、先回、提案のあったときに今みたいな議論はするっちゅうことを基本にしていただきたいなと思うんですよ。そうしないと、提案があったときにある程度この点、この点っちゅうてやっておかないと、今度2回目には議題として出てくる。そのときにこれをやっていますと、もう一遍戻す。まあ3遍目か4遍、せないけん中身があると思いますよ。だけど、最初のときにある程度今みたいな疑問点は投げつけておかないと、専門部会も困まられりゃへんかと思うんです。事務局、どうなんですか。(「進行進行、議長」と呼ぶ者あり)

反論すうわけじゃないけど、前回質問したら、提案だがなということがありましたんで、 あんまり提案に対しての議論は深めておりませんので、その辺を考慮していただかんとね。 提案の際に言っちょけというなら、今日言っておきますが。

桐林次長 進行の仕方につきましては、第2回目の協議会のときに、まず意思決定をしていただく前回に提案をさせていただくと。その提案に当たりましては、その提案したときの協議会の前に資料をお配りすると。それを予め見ていただいた上で、疑問点等あれば、その提案した回の協議会で御質問いただく。私どもの方もそれを踏まえまして、即答できるものは即答する。できないものは次回までに調査して、また御報告させていただくと、こういうことで御確認していただいていたと思いますので、この場でもう一度御確認しといていただきたいと思います。

森岡委員 結構なことですよ、それは。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、協議事項の 1、建設事務の取り扱いにつきましては、先ほど申し上げましたように、急傾斜地の対応を一つ課題として次回に送り、あとはすべて原案のとおり承認をいただくということで進めてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それではそのように進めさせていただきたいと思います。

協議事項2、住民登録などの窓口事務の取り扱いについてを議題といたします。

奥山合併推進室長 失礼いたします。

3ページをごらんいただきたいと思います。議案第2号、住民登録等の窓口事務の取り扱いにつきまして、住民登録等の窓口事務の取り扱いにつきましては、平成15年6月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第6回会議提案事項第2号のとおりでございます。

詳細につきましては住民福祉部会の部会長であります野口課長の方から御説明をさせていただきたいと思います。(「質問がなかった」「説明はいい」と呼ぶ者あり)

失礼いたしました。この件につきましては、質問はございませんでしたので報告いたします。

坂本会長 住民登録などの窓口事務の取り扱いにつきましては、前回の提案の時点で特に異議や御質疑というような課題はございませんでしたので、原案のとおり決してもよる しいかということでございます。いかがでございましょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 よろしゅうございますか。そういたしますと、住民登録などの窓口事務の取り扱いにつきましては、原案のとおり決することに決定いたしました。

次、協議事項(3)番、国民年金事務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局からお願いいたします。

奥山合併推進室長 4ページをごらんいただきたいと思いますが、議案第3号、国民年金事務の取り扱いにつきまして、国民年金事務の取り扱いにつきましては、平成15年6月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第6回会議提案事項第3号のとおりでございます。

その中で、年金相談の窓口が欲しいというような御意見が、声がございまして、それに つきましては野口課長の方から御説明をいたします。

坂本会長 野口課長。

野口課長 前回質問のありました年金窓口、相談窓口を置いてほしいということでありますが、これは新町において調整をしたいということでございます。よろしくお願いをいたします。

坂本会長 磯田委員の方から相談窓口を検討してほしいという意見がございまして、それは新町において調整をするということで専門部会の方でお話をいただいたようでございます。

よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 特にございませんので、国民年金事務の取り扱いにつきましては、原案のと おり決することに決定いたしました。

次、協議事項(4)番、環境事務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

奥山合併推進室長 事務局より協議を申し上げます。

議案第4号、環境事務の取り扱いにつきまして、環境事務の取り扱いにつきましては、 平成15年6月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第6回会議提案事項第4号のとおり でございます。

内容といたしましては、収集のあり方等につきまして……(「回数」と呼ぶ者あり)回数 等につきまして御質問があったように思っております。

内容につきましては野口課長の方から申し上げます。よろしくお願いいたします。 坂本会長 野口課長。

野口課長 収集回数が、たしかお答えしたと思っておりますが、費用が森岡委員さんの 方からありまして、費用についての検討はしておりませんというふうにお答えをしておき ます。

それから、福田委員さんから立ち番の話が出たと思っています。で、何か立ち番をしておって回数が増えれば、そこの住民から小言が出るというような話だったと思いますが、実は西伯町はすべてがどうも全地区が立ち番をされておるような状況ではないようでありまして、部分的にやっておられるということでありまして、回数が増えるということについては、若干その地区でそれぞれ決められておるというふうに聞いておりますので、そこら辺はその地区で対応していただけたらなというふうに思います。

坂本会長 皆様方の方で御意見や御質疑ありますか。

福田委員。

福田委員 14ページの項目の収集というところで前回ちょっと質問させていただいたわけですが、分類そのものは会見町も西伯町も全く一緒だと思いますよね、書き方はこういう書き方だけど。ただ、5、6、7という分類した品物が、西伯町の場合は同一日に収集をしてもらうと。ですから、3分類だけども、1回の日で収集。ところが会見町はこれが3日に分けて収集しておられるんかどうかちょっとわからんだったもんでどうかという質問したわけですが、会見町も一緒ですが、収集日。

坂本会長 野口課長。

野口課長 中身は今、福田委員が言われたとおりで、中身は一緒でありますが、3日に分けて収集をしております。

福田委員 3日に分けて。ということは、逆に言うと西伯町も3分類を1日だったものをそれを3日に分けて集めるよということになるわけですか。

野口課長 そういう方針であります、専門部会で。

福田委員 ああ、専門部会で。ほんならそういう方向で。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 不燃物の袋が会見町だけにありまして西伯町にはないようですけども、それを今度は西伯町のようになしでするというふうに協定でされてますけども、ここの辺のところですけども、どんなもんでしょうかと思いまして。不燃物の中にはペットボトルのふたとかガラスの破片とかいろいろなものがありますけども、今まで西伯町さんの方ではそれをどんな形で収集しておられたんか、ちょっとお聞きしたいんですけども。会見町は袋の中にきちんと入れてそれで出しておりましたけども。

坂本会長 野口課長。

野口課長 このことも前回にもお話ししたと思いますが、実は会見町に不燃物用のごみ袋ができたという経過は、非常に悪かったということのようであります。最初、端的に言いますと肥やし袋でもいいですよということで出発したようでありますが、非常にほかのもんが混ざっておったということがあって、中が見えるようにすれば、きちんと分別ができるだろうということで、会見町だけがこの不燃物の袋をつくったようであります。西伯町の場合は、何でもいいという言い方だと思いますが、そういった肥料の入った肥やし袋等で今現在出されておって問題はないということで、こういった調整をさせていただきました。

磯田委員 ちょっと待ってください。

坂本会長 磯田委員、どうぞ。

磯田委員 あのね、見えるもの、透明のものに入れて出すっていう格好です。だから、 見えないものでは出してはいけないんですよ。今のは違います。

磯田委員 見えるもの。だから、買い物袋でもいいんですけども、不透明なものはいけません、見えんもので。中が見えん。

それともう一ついいでしょうか、続けてしても。

坂本会長 はい、どうぞ。

磯田委員 卵のパックをこの際、燃えるごみに出さないでっていう提案をこの間したと思うんですけど、合併と同時に、岸本町の問題もありますけども、3町一緒なんで。岸本町とも相談されまして、利用できるものですから、あの卵のパックっていうのは。利用されたらいかがでしょうか、燃えるごみにしないで。

坂本会長 野口課長。

野口課長 大変失礼いたしました。肥やし袋でも出しちょうという話があったもんですから、大変失礼をいたしました。

それから、卵のパックは西部広域行政でやっておりますから、そこら辺をリサイクルセンターと協議をしながら統一をしていきたいなというふうに思っています。

坂本会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

福田委員。

福田委員 ちょっと紹介をしておきますが、西伯町でもまちまちだと思う面があります。 私は立ち番もしますし、立ち番と搬出をされる方との会話の中で、今おっしゃったニュータウンなんかの場合は、例えば瓶壊れたかけら、唐津物、それからトタンの切りくずのような、針金とかああいうものをナイロン袋の見えるものに持って出るということは逆に危険だということで、厚紙または新聞紙できちっとくるんで、くるんでから、まあ安全ではないかもしらんけど、これは危ないもんですよということで袋に入れて集めるように実はしておるんですよ。ですけえ、今そういう面で、今度同じ法勝寺の奥の方は見えるもんでなけにゃいけないそういうのは……。

磯田委員 あのね、違うんですよ。(発言する者あり)

坂本会長 その環境専門部会の方で話し合ったことについてどうかということで審議ま

とめて、ちょっと集約的にやってもらいたいと思います。

福田委員 いや、それで私も今、違う。今度は変えないけんなということがあったもんで発言しましたけど、さっきのは、西伯町で一遍に集めますよというのを3回にしなさいということは、さっきの会見町さんとの制度の違いで、西伯町は3遍にふえますよと。ところが立ち番をするということは、必ずそのはね返りが返ってきますんで、その.....。

森岡委員 構へんわい、立ち番せんとこもああがん。

福田委員 だけん、せんならせんということを。

坂本会長 それはここで論することではない。言われる必要はないと思います。

森岡委員 3回ちゅうのは前回聞いたときに答えはしてあったがん。

宇田川委員 立ち番のことはここで論することじゃない。

坂本会長 それはするとことせんとことありますから、それは合わせないけんと思います。

福田委員 いや、私は認識不足ですけどな、せないけんもんだと思ってばっかりおったもんですけん。

坂本会長 実態である程度やっていかざるを得んと。(発言する者あり)

野口課長。

野口課長 今、議論する場じゃないというふうに言われたと思います。私もそういうふうに認識をしております。やっぱり地域がそれまでにもしそういったことで不勉強であれば、あるいは町の職員がリサイクルセンターから講師としておいでいただきましてきちっとしていただくと。それで全町的に両方が全部そういうことであれば考えないけんでしょうけど、どうも聞いてみますとさっき言ったように、部分的にやっておられるという状況でありますから、それは各戸の、地区の問題として整理していただきたいなというふうに思っております。

福田委員 そのような方向ならそれで理解をしますけど。了解です。

坂本会長 いいですな。

福田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、ないようでございます。環境事務の取り扱いにつきましては、専門部会原案のとおり承認することに決してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございました。

そういたしますと、次、(5)番、新町の事務所の位置について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

桐林次長 御説明申し上げます。資料の方は、今回お配りしております方の6ページからでございます。

6ページの方は、新町の事務所の位置についてということで、記載内容は、従前と全く変わりませんので割愛させていただきます。今回新たに提出させていただきました資料といたしまして、7ページの方に西伯町・会見町広域ネットワーク公共施設位置図(案)というものをおつけしております。この資料の性格といたしましては、現在、既に各町でいわゆる庁内LAN等のネットワークが組んでございます。そういうものと今後新たに取り組むことができるのじゃないか。これは国や県の施設には仮想と言う事で入れておりますけども、そういうITの端末を置いて何らかのサービスに対応できるように、できることが可能であろうと思われるところを、とりあえず私どもの事務方の目で見て、拾い上げたところでございます。

で、中にちょっと一部文字が抜けておりましたりして大変失礼しておりますけども、そ ういう箇所を抽出したところということでございます。

1つめくっていただきまして8ページの方でございます。これは住民に直接かかわる電算化された事務(抄)ということでございまして、IT技術を使って今行っております事務のうち、直接住民の皆様に関係のあるものを、大ざっぱではございますけども、拾い出しております。この7ページの全箇所で8ページのすべての事務を行うということではございませんで、例えば15番、保育料のようなものでありましたら、いわゆる役場の事務所と各保育園で対応ができるようにすることも可能であろうと。また、逆に住民記録の関係は、これは非常にいわゆるセキュリティーを重視しなきゃいけないものですので、そんなに広めることはできないので、当面、今それぞれ役場として使っているところぐらいにしか適用はできないかなと。そういう前提はあろうかと思いますけども、そういう意味づけの資料でございます。個別にどれをどこに対応するというのはちょっと非常に物すごい対応の数になりますのでやっておりませんけども、おおむねこういうものは事務所が、事務所というのは新町の事務所がどこになりましても、いわゆる現場対応的な事務が可能なんではないかという視点で拾い集めたものでございます。

資料の説明としましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 資料について、今、事務局の方から説明がございましたが、皆様方の方で御 質疑はございませんか。

岡田委員。

岡田委員 私は会見町の市山の現在の公民館長でございます。市山公民館が上げていただいて大変光栄に思っておるんですけども、実のところこういうことに対応できるような人的な措置も何もしてないわけですが、どういうわけでこれを取り上げられたのか。そしてむしろ私が取り上げてほしいと思いますのは、会見町の公民館のことで、これは平成3年に文部大臣表彰を受けたような、機能は大したことないんですけど、相当すぐれた公民館ということで認めていただいとるわけでございます。固定の町民も五、六百人はおるはずでございます。そういうところこそ窓口を持つべきではなかろうかというふうに、これだけを見て思ったわけでございます。どうでしょうか、その辺。

坂本会長 事務局。

桐林次長 説明いたします。

これはあくまでもいわゆる行政事務を取り扱う窓口という観点で考えておりますので、 例えば今の御説明ございました会見町の公民館ということになりますれば、隣接したとこ るに当然役場がございますので、そちらと機能的に重複するからということでございます。

それから、市山の公民館ということですけど、これは将来的な構想としてやろうと思えばやれるという位置づけのところに入っておりまして、それをごっちゃにした資料にしておりますので、大変わかりにくいことになっておりますけども、例えば公民館主事さんを置きまして住民申請の窓口に対応するということにも、する、しないは別としまして、技術的には可能であろうという考え方の資料でございます。

坂本会長 よろしゅうございますか。

岡田委員 わかりました。

坂本会長 板委員。

板委員 郵便局も今、こういった取り扱いができるようになっておるんですけど、交付 事務というやつが。そういったところはあんまり加える可能性はないということでござい ましょうか。若干質問でございますが。

坂本会長 事務局。

桐林次長 御説明いたします。

これはあくまでもIT端末ということを原則に考えております。ですから、例えば、緑水湖のあたり、鳥取県賀祥ダム管理事務所というのを例として挙げておりますけども、ここに実際置く置かないということを詳細に検討しておるわけじゃございませんでして、逆にその郵便局が端末を置いて事務に対応すること、もちろん技術的には可能であろうと思っております。ただ、どういう事務に対応していただくかということにつきましては、これまたちょっと別の話になりますので、一例ということで考えていただければというふうに思っております。

坂本会長 板委員、いいですか。

板委員 これからまたそれを詰めていかれるということですね。

桐林次長 はい。

坂本会長 一例だそうでございます。

ほかにございませんか。

長きにわたりましてこの事務所の位置についているんな角度から検討を加えてまいりました。今回は住民に直接かかわる電算化された事務をこういう7ページの表のような場所で執行できはしないか、こういう考えられる場所として、事務局の方で網羅したわけでございます。このようなことを総合的に今日までの検討の結果で事務所の位置の決定というものをしていきたいというように思うわけですが、大体私、会長の方から言わせていただきますと、ほぼ出尽くしたというように思っております。これ以外に何か検討すべき課題があるというようなことをお考えの委員さんがあればこの場でおっしゃっていただきまして、また検討をしなければいけませんけれども、もしないようでしたら、一応資料としては提供をいただいたということで、新町の事務所の位置を7月中に決定をするという当初の方針どおりやりたいと思うわけですが、いかがでございましょうか。

岡田委員。

岡田委員 いつかの会議でも申し上げたと思いますが、このことについて、私、一つは 気持ちの上で決しかねておりますのは、やっぱり将来の公共施設構想がどうなるだろうか ということなんでございます。実は先般、西伯町さんの6次総の方は加藤助役さんにちょうだいをいたしましたし、それから会見町の第3次総、第1次基本計画、それからきょう いただいた第2次基本計画、両方とも詳細に見せていただいたわけでございますが、それらの施策の中には、住民要求が背景になっておる施設構想とかいろいろとあると思うんです。そういうものは絶対に動かさないようにひとつ調整方針の材料に取り上げていただく

というようなことは、私は庶民側の委員として強く要望しておきたいというふうに思います。ここでそういったものを含めて論議いただくと大変ありがたいと思うんですが。これは私の意見でございます。

坂本会長 住民要求ですか。

岡田委員 住民要求が背景になっておるような総合計画の中に盛られておる施策、これ は漏れなく取り上げていただくと、調整方針の中にですね。そういう要望でございますな。 わかりませんかいな。

じゃあひとつ具体的に申し上げますと、会見町の場合は総合計画の中に、2次総も3次総もだったと思いますが、文教施設設置計画というものが上がっておるわけでございます。これには住民運動の背景があったと。これが実現を強く望んでおる町民というのはそう少なくはないと思っておるわけでございます。こういうものが合併の際にうやむやになるようなことではちょっとこれぐあいが悪いんじゃなかろうかということなんでございます。これはでき上がっておりません。全くまだ構想の段階でございますけど、それを無にしないようなひとつ取り上げ方をしていただきたいということなんです。難しいでしょうか。

坂本会長 事務所の位置とどげに関係がああだかなと思って、今ちょっこい。

岡田委員 ああ、そうですか。わかりました。

坂本会長 岡田委員のおっしゃったことについては、この前もたしか私は聞いた覚えがありまして、こういうことは当然まちづくり委員さんの中でも取り上げていただくでしょうし、新町の建設計画の中で位置づけられることではないかなというように私は理解しておりまして......。

岡田委員 そういう見方もあろうと思います。希望を持たせてもらったら、私も思い切って判断をすることができる。もうこれ以上あんまり詳しくは言えません。何せ公開の席上ですけん。

坂本会長 今おっしゃったようなことにつきましては、市町村建設計画の中に位置づけられて、実現の方向を打ち出していただけるのではないかというように思っておりますけどね、これはね。

岡田委員 期待します。

坂本会長 秦委員さん。

秦委員 新町の事務所の位置というのが議題になっておりますが、7月中に位置の決定 をせないけないという基本方針が出ております。新町の事務所を置く一番の要素を総合的 に検討することということの中で、やはり交通事情っていうのが一番大事じゃないかと思います。それと、先般も町長さんの方から、新山バイパスが東西町までいきます。あそこでとまってしまっては両町にとって何が大事か、効果はあると思いますけど、その先をどのように会見町の方へ結ぶか、また西伯町の180号線が狭いから川の堤防、法勝寺川の右岸ですか、東側、その辺をどうするか、町長さんともいろいろ政治的にちょっと難しい面もあると思いますが、今の段階である程度どの辺にお願いしたいとか、町長の基本的な考え方でもいいです。まだ決定していない。その基本的な考え方をここらにつけていただけるといいがなって、基本的な構想とはいかんと思いますけど、それによってまた新町の事務所の位置もいろいろ検討されていくもんではないかと思いますけど。その辺をわかった範囲で。

坂本会長 この前もそのことについてはお話ししましたけれども、会見町長さんと一緒 に、できるだけ会見町の方にバイパスを回いていただいてということを要望いたしており ます。

秦委員 県の方が絡んでおるですな。

坂本会長 要望しておきます。

秦委員はい、ありがとうございました。

坂本会長 ほかにございませんか。

[質疑なし]

坂本会長 ないようでございます。資料としては、もうそうしますとこれ以上求めるものがないというように私の方で判断しますので、皆様方でしっかりと吟味していただきまして、今度22日に最終的に結論を得たいというように思いますので、議案第5号につきましては、今日は以上で終わりたいというように思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、時間が相当経過いたしております。ここでしばらく休憩 したいと思います。3時20分まで、あの時計で。よろしくお願いします。

[休 憩]

坂本会長 それでは再開いたしたいと思います。

先ほどまでは協議事項(5)番まで終わりましたので、5番の提案事項、税務事務の取り扱いについてを御協議いただきたいと思います。

担当課長の方で説明をお願いいたしたいと思います。

奥山合併推進室長 提案事項第1号でございますが、税務事務の取り扱いにつきまして、 新町におきます税務事務の取り扱いにつきましては別紙のとおりでございまして、皆様方 のお手元のとおりでございます。

説明につきましては総務企画部会、会見町税務財政課長、竹内課長より御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

坂本会長 はい。

竹内課長 会見町の税務財政課長の竹内です。よろしくお願いいたします。

地方税の取り扱いについて御説明プラス提案をさせていただきます。

資料はお手元の方にお配りしておりますので、それに従って説明をさせていただきますが、先にちょっと語句等で訂正がございまして、ちょっとそれを訂正をさせていただきます。

まず最初のページですけれども、納期のところの調整方針のところで、中ほどから下、少し回りくどい、わけのわからん表現の仕方がしてありますけれども、集合徴収化を「含めの」というのを「含めて」検討をしというぐあいに訂正をさせていただきます。 1 ページのその納期のところの、一番下ですね。

坂本会長 調整方針の一番下の......。

竹内課長 そうですね。「17年度以降については、集合徴収化を含めの」というぐあい になっておりますけれども、「含めて検討し」というふうに訂正をさせていただきます。

それと同じように、次は3ページに固定資産税で上から4番目になりますが、この納期のやはり調整方針のところで同じ表現がございますので、それも訂正させていただきます。

それから、5ページのこれは軽自動車税の税率のところですけれども、会見町の上から 3 段目のところに、農耕作業用で2 輪のものというぐあいに出ておりますが、「2 輪のもの」を削っていただきたい。農耕作業用で年1,600円と訂正をお願いいたします。以上でございます。

坂本会長 なら説明をお願いいたします。

竹内課長 それでは、この調書に従って、説明をさせていただきます。

まず、税につきましては、西伯町、会見町とも税率につきましては標準税率を適用して おりますので、事務の取り扱い自体は特に変わったところはございません。

まず、住民税の方から説明をさせていただきます。住民税の個人町民税ですが、これに つきましては納税義務者から税率につきまして同じ形での取り扱いをしております。です からこれを両町とも合併後も継続してやっていくという形になっております。

納期でございますけど、納期につきましても会見町、西伯町それぞれ、同じ納期を設定してあります。16年度におきましてはこの納期でいくということで、17年度以降につきましては、集合徴収ということも中には住民の方から要望されている部分もございますので、それを含めて検討して、判断をする必要があるということで、年内を目途にその方針を決定するという形で調整方針を出しております。

納税通知書につきましても、普通徴収の場合には納税組合長さんを通じて、それからそれ以外の方には郵送で納付書を送付しておるという形でございます。この形を継続させていただくということです。

法人町民税につきましても、両町ともに同じ取り扱いをしております。標準税率を適用 しておりますので、両町の制度を継続していくという形で調整方針を出しております。

固定資産税につきましても、これもほぼ同じような形で取り扱いを行っております。その中で違いますのが、先ほど申し上げました納期の段階で、同じくその税を含めて集合徴収ということを考えてみるかということで、ここに調整方針として上げておりますが、それ以外にはちょっと、過誤納還付の方で、還付金が発生する場合がございます。何か手違いがあったという格好で還付金が発生した場合に、地方公共団体の、徴税法上の時効の期限が5年間でございますので、その5年間については過誤納還付という形になりますが、それを超える期間についてはそういう還付という制度はございません。したがって、結局補助金というか、そういう形でお返しするということになりますが、それを今までは西伯町の場合には10年まで、10年までといいますのは、これが大体いつも台帳とか課税資料の保存年限という形で10年が定められている。会見町の場合にはそういった資料が残っていた場合には還付するということをしていたようでございますけれども、これを西伯町の例によると。10年で調整するということでございます。

それから、はぐっていただきますと評価の関係です。評価の形といたしましては両町とも同じ形でありますが、多分見解といいますか、西伯町と会見町について恐らく異なる部分があるというぐあいに思いますので、それにつきましては新町において調整をするという形で、調整方針を出しております。土地については18年度の評価替えからそれを調査したもので課税をするという形にさせていただきたいということでございます。

それから、評価審査委員でございますが、これは両町とも評価審査委員を3名ずつ、これは法に基づくものでございますが、設置されていると。評価員は存在してない。町長が

その職務を行っているということでございます。それからその実際の評価は評価補助員で行っているということでございますが、これにつきましては、評価員を置くか置かないかということを含めて、新町で調整をさせていただくということでございます。

軽自動車税でございます。軽自動車税につきましても、両町とも同じ形での取り扱いを 行っておりますので、それを新町になっても継続して取り扱うということでございます。

納期についても同じでございます。納期についてですが、これもそれこそ集合徴収の一つとして考えるかどうか、これもまた検討させていただきたいというぐあいに思っております。(発言する者あり)軽自動車はできないということです。

それから、ナンバープレート、標識の弁償金につきましても同じ取り扱いをしております。

それから、納税通知書についても、両町とも同じ取り扱いをしておりまして、それを継続をするということでございます。

それから、たばこ税でございますが、たばこ税につきましても、同一の取り扱いでございますので、これを新町になっても両町の制度を継続していきたいというぐあいに思っております。

それから、5番目の、下の方ですが、納期前納付に対する報奨金ということで、報奨金の額について掲げておりますけれども、西伯町と会見町についての異なっている部分が、交付限度額がございます。会見町の場合には町県民税、それから固定資産税につきましては1期に前納をしてくださった方についてはその納期前以降の税額について0.5%の前納報奨金をして、限度額なしで行っておりますけれども、西伯町の場合には、その総額が町県民税については1万円、それから固定資産税については1万5,000円の交付限度額を設けてあるということでございます。これにつきましては、新町において調整をするということで調整方針に掲げております。

それから、納税組合でございますが、納税組合、西伯町、会見町ともございますけれども、その報奨金はここに書いてございますように、西伯町については年2回の交付で、1戸当たり2,000円の補助金がございます。それから……(「前期ですね。後期は1.5」と呼ぶ者あり)前期には1戸当たり2,000円の報奨金を交付して、後期には期限内に納付された町税の額の1.5%を交付するという形のものでございますし、会見町につきましては、期限内に組合員の方の完納率に従って、100%の場合には2%、それから90%以上の納付の場合には1%という形で報奨金を計算しております。そのほかには納税

事務手続とかいう格好で、1通当たり20円の手数料を一緒に交付しているということでございます。これにつきましても、調整方針は新町において、この報奨金を存続するかどうかも含めて調整をするという形でございます。

それから、優良納税組合表彰というものは、西伯町、会見町ともにしておりません。ただ、会見町の場合には、納税組合ではなくて、それぞれの完納部落に対して町長表彰を行っております。これは納税組合員さんだけではなくて、その部落に住んでおられる方全員がその年度に完納された場合に表彰をするという形にしております。これにつきましては、16年度につきましてはこれまでどおり同じ形で行いますが、17年度についてはその時点で調整をさせていただくという形でございます。

納税組合長の報酬は、会見町、西伯町ともにございません。こういう形で行うということでございます。

それから、納税組合連合会の補助も両町ともにありません。

それから、組合数でございますが、西伯町の場合には152組合、会見町の場合には32組合。これは会見町の場合にはほとんどが、例えば部落が全体で一つの組合をつくっておられる場合が割と多いことによって、この組合の数が少ないという形のものでございますけれども、これはこの形を引き継ぐということで調整方針を出しております。

最後のページになりますが、青色申告の補助金という形で会見町の場合には農協さんにこの青色申告をしてもらえる方というか世帯ですね、200円を掛けたものに1万5,000円を加えたもの、それから商工会の関係でも200円を掛けたものに1万5,000円を加えたものを補助金として交付しております。これの是非ですけれども、少額補助金の整理をする意味においても、このあたりで補助金を会見町の場合、やめてもいいじゃないかという形で調整方針を出しております。

それから、口座振替制度でございますが、これは西伯町、会見町とも指定金融機関ございますし、新たに新しい町となれば指定金融機関も制定されなければならないと思いますが、その後の収納とか指定代理という形につきましては、それ以後調整をさせていただく。 それ以前に出納関係のことについては、出納部会ですかね、そこで検討されるであろうというぐあいに思っております。

それから、軽自動車のナンバーの交付及び廃車ですけども、これは今現段階では西伯町 の場合は町民生活課の窓口、それから会見町の場合には税務財政課の窓口で取り扱ってお りますけれども、これは合併後どういう機構改革が行われるかわかりませんし、そのでき たところで取り扱いをするというか、しなければならないことになるということでございます。

申告の受付でございますが、これは2月の半ばぐらいから1カ月間、確定申告を受けるわけでございますけれども、西伯町は町内の2カ所、役場の会議室と天津ふるさと交流センターでやっておられるということでございます。会見町の場合には役場の、ここですけども、この会議室が申告会場で申告を受けているということでございます。これにつきましても、16年度は西伯、会見、これまでの方法で行いますが、17年度以降についてはそこで調整をさせていただくという形で調整方針を出しております。

今回提案させていただくのは以上です。

坂本会長 ありがとうございました。

税務事務の取り扱いについて、今、竹内課長の方からるる説明がありましたが、これは合併の期日が来年の10月ということになっておりますので、年度の途中で合併するということですから、新町において調整するという方針がたくさん、随所に見られます。そういうことを踏まえて、御質疑や御意見をいただきたいと思います。

福田委員。

福田委員 1点だけ、実態としてお尋ねしておきたいと思いますが、6ページからいわゆる納期前納付の関係ですね、報奨金。さらには納税組合、口座振替、一連する状況として、最近非常に口座振替というのを行政も指導しておられますし、また納税組合の中でも結構口座振替に変えたという実態というのがあるやに感じております。その実態を行政側としてどのように判断あるいは認識されているかということができれば、今日はまあ無理だと思いますから、どの程度の口振が進行しておるのか、あるいは旧態依然として納税組合を主体として集金あるいは組合が納付という格好を、さらに維持強調をしていかれるのか、この点についてできれば検討させていただきたいなと思いますんで、できれば資料をお願いをしたいと思います。以上です。

坂本会長 竹内課長。

竹内課長 今ちょっとそれについての資料を持ち合わせておりませんですけれども、それはどれだけ口座振替をされてる方がおられてということの資料。

福田委員 もっとわかりやすく言うと、個人が口振にしてしまって、納税組合には関係ないよという方もおっしゃるんです、実際に。集金なんか全部……(「関係ああわい」と呼ぶ者あり)これも先ほど述べた地域によってまちまちにあると思いますよ、実際にはね。

そこら辺がどういう格好になっておるかなという認識を私も.....。

竹内課長 納税組合には実際に納付書を配って、納付書で納付していただく方と、それから口座振替の方もいらっしゃいます。ですから、その納税組合の中にも口座振替と、それから現金をもって払う方がいらっしゃるわけですから、ですから、それもやっぱり納税組合の方からというぐあいに報奨金の対象にしておりますし。

福田委員 西伯町も全く一緒ですか。

竹内課長 西伯も同じだというぐあい聞いてます。(発言する者あり)

坂本会長 よろしいですか。ええですか。

福田委員 まあとりあえず。

坂本会長 対象になっちょういうことね。(発言する者あり)会長がちょっと引き取りますけど、口座振替は対象になってないのではないかという前提で御質問になったと思います。ですから、対象になっていますからということです。

ほかにございませんか。

板委員。

板委員 口座振替の関係なんですけど、これは別途協議ということになっとるんですけど、今、西伯町なんかにおいても農協なんかが結構支所がなくなってきますよね。そうしますと口座振替でも結構払い、通帳に入れて初めて振替ができるわけであって、その入金するところが非常に狭まっておるという中で、特に西伯町なんかにしても法勝寺に行かんと今、納付ができんという形になっていますね。この指定金融機関、それから代理店なんかを見渡しましてもね。やっぱりここら辺をもうちょっと幅広く受け付けられるようなシステムをちょっと検討していただきたいなと。

坂本会長 事務局。

桐林次長 お答えを申します。

注書き的に書いておりますけども、口座振替制度自体は当然継続するという前提で、取り扱いの金融機関については今の御要望を含めて、出納の関係の事務でということにさせていただきたいと思いますので、その際にということで引き取らせていただくということでよろしゅうございましょうか。いかがなものでしょうか。この税の中での協議ではなくということでよろしいでしょうか。

板委員 はい、結構でございます。

坂本会長 板委員、ええですかいな。

板委員 結構でございます。

それと済みません、ちょっとのことで。

坂本会長 はい。

板委員 集合徴収化いうのはどういった形のものなのか、非常に。不明なことで申しわけないんですけど。

坂本会長 これは課長、答弁。

竹内課長 まあ、結局いろんな税目がございますので、それをまあ納期がございますが、中にはその金額が1つの月にどんと重なって何万円と、それから全くなくて払わなくていい場合がある。それだと非常に払いにくいということですから、例えば納期を10ぐらいに分けて、それを毎月同じ金額を払っていただくとか、そういうような形で調整の方向をするという考え方もございますということです。ですから、その集合徴収を税だけにするのか、上下水道料金などにも広げるのか、またいろいろございましょうが、そのような形も考えてみたいということでございます。

板委員 わかりました。

坂本会長 いいですか。わかりましたか。要はまとめて。いろんなものをまとめて分割 してやると。

佐伯委員。

佐伯委員 まことに初歩的な考え方で申しわけないんですが、2点だけお願いしたいと思うんですが。1点目は、個人の町民税の関係について、これは多分法律で決められたことだというふうに思っておりますけども、個人的にはこういうことはなかなか把握できませんものですからちょっとお聞きしたいわけですが、せっかくの機会ですから。例えば、個人町民税ということで、これは義務とかなんとかは別として、均等割とそれから所得割と2本立てになって、これ各個人に割り当てられているということだと僕は今まで認識しておるわけですが、この所得割については多分全国的といいますか、日本どこへ行っても同じじゃないかと思うんですけども、均等割とかなんとか、やっぱり各市町村でも決められたことが若干違うというようなことはあるんでしょうかどうか、そのあたりちょっと聞いてみたいんですが。

坂本会長 竹内課長。

竹内課長 地方税法が定めますのは、結局、標準税率、それから制限税率というものが ございまして、特にどれをとっても構わない。ただ、標準税率というは地方交付税、これ を算定する場合に使われるものですけれども、例えば個人の町民税にしまして、均等割の場合の基礎になっておりますのが人口規模によって税率が違います。ですから、人口が5万人以下の場合には2,000円、5万人以上30万か20万か、何かそこまでは2,50円、それを超えると3,000円という定めがございます。

それから、所得割につきましても、所得については制限税率っていうのはあるんですか。 (発言する者あり)制限税率の場合は普通は1.2倍の格好でそこまでは税率を定めることができるというぐあいになっておりますが、よろしゅうございますか。

佐伯委員 ちょっと聞いてみたかったのは、例えば人口、今5万人以上ということがあったわけですからそれでいいと思います。要するに、大きくなればなるほど税率が高くなるなということをちょっと聞いてみたかったわけで、それはそれで結構です。

それともう1点ちょっとお聞きしたいのは、何ページでしたかいな、これ一番最後のページですね。青色申告の補助金ということでございますが、この青申の問題について、いわゆる農協関係ということで会見町は今252戸ある。それから商工会で39戸いうことでの補助金を出しておられるということですが、西伯町が今なしということで、それは青色申告をどういうふうにされているかいうことは、これは町の方針とか農協の方針等々違ってきますから、ここでは議論する場ではないと思いますけども、当初会見町の考え方として、農協関係に出されたということでの考え方が、例えば青申を町民に奨励するという観点から、何がしかの補助金を出すということで、いわゆる青色申告したら事務の手間といいますか、そういう煩雑性がなくなるとか、いろんなことがあると思いますけども、そういうようなことでの補助金なのか、それを削るということになれば、何かちょっとおかしいじゃないかなというふうな気がしておるわけですけども、いかがなものかということでお聞きしたいわけです。

岡田委員 関連でございます。関連をします。

坂本会長 ほんなら岡田委員。

岡田委員 青色申告を奨励するための事務費、これ一体どういう内容のものか、これを お聞きしたいいうことです。

坂本会長 ならまとめて課長の方から。

竹内課長 実際にこの補助金が始まった当初のことはよくわかりませんですけれども、 西伯町はちょっとわかりませんが、会見町の場合にはかなり農協さんが力を入れて、各集 落に出られて青色申告をされてる方、されようとされる方についてこまめに指導されてお られます。これがその当時だったと思いますが、そのときにいろんなものを月ごとに仕訳帳だとかを整理されます。そのときのコピー代だとか、そういったものがかかるんで、それを何とかちょっと面倒見てもらえんだろうかというのが始まりではなかろうかという具合に思っております。今そのおかげで252軒ですね、農家のうちの半分ぐらいの方が青色申告をしていただくという形でこの結果だったんだろうと思います。今としましては、しかしながら、これからは合併しようがしまいが、非常に厳しい時代になってきて、補助金、負担金、これ見直しをせんといかん段階になってくると、こういった少額の補助金については見直しをさせていただくというのがいいのではないか思います。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 基本的に理解はするんですけども、やはり先ほど言われたように、少額だろうと多額だろうと、要するに出すということには変わりはないわけですが、これは税金をむだ遣いせんためにも必要なことだというぐあいに認識はしますが、この青色申告ということで、会見町の農業関係者、全部じゃないんですけども、今言われたように約半数程度、あるいは商工会の方の40名程度の方がこれに参画しておられるわけですから、それを何にもなしにぽんと新町になって切ってしまったということでは、余りにも何か心もとない気が私はするわけです。新町になったおかげで青色申告した者は切ったと。逆に、例えば西伯町が今どのくらいされているかわかりませんが、その西伯町に対しても、もうちょっとこういうことでほんなら、農協は今、西部農協一本ですから、そういう面で浸透させる方法もできないかということも含めて私は言ったわけでございまして、ただ会見町のエゴだとか、西伯町のエゴというふうにとらえられては困りますが、そういう農家のあるいは商工業の発展等々も含めて考えられることに対しての、一つの補助金といいますか、そういう面での考え方はどうかなというふうに考えた次第です。

坂本会長 西伯町の例はわかる。どの程度申告なさっておるのか。

田邉主幹いや、今把握しておりません。

坂本会長 把握してない。税務申告の方法が変わあが、農業関係。その辺は説明せんで もええか。

竹内課長 ああ、その説明ですか。

坂本会長 竹内課長。

竹内課長 今、御指摘ありましたが、今までは農業所得標準という一つの目安をつくって、農業、水稲の場合だけですけれども、1反当たり大体このくらいの収入、所得がある

というぐあいにはじき出して、それを目安にして所得を出してということがございます。これはそういう目安をつくってそういう形で行ってきたと。ですから、実態とはかけ離れている部分があるということで、これを改めようという機運が全国各地で起きております。で、米子税務署管内、鳥取県です、鳥取県の税務署の管内でもことし産の水稲までで標準を打ち切ると。ですから、来年からは原則に立ち返ってみますと、いわゆる収支で決算を、また何ぼこれが少ないところ、1反しかつくってない農家の方でもきちんと収入、それから支出を記帳して、それによって申告をするという形に税務署が指導をしております。これは御存じの、農業の方は農協さんを通じてそういう啓発をしておりますんで、去年ぐらいからもうじき農業所得標準がなくなりますよというぐあいに、そういうPRをしておりますので、それについて結局その収入、収支、それは青色申告であればそういうことなども記帳して、税務署できちっと把握しとるわけですけれども、白色の場合はそれが一応、自分でやられる方もありますけども、役場に来て申告されれば、それをきちっと計算をして指導をすると、申告相談を受けるという形になりますと、結構時間的にも煩雑になってくると。そういう形のことがございます。でもそういう方針を出されまして、16年産の水稲からはそういう形になります。お知らせしてあります。

坂本会長 今、ちょっと私の方でまとめてみますと、従来は農業所得標準という形で勝手につくって、割り当てをして、あんたとこ何ぼやっちょうけん何ぼぐらいだということをやっておったわけですけれども、収支計算書というものをみんながつくって出さないけんようになりまして、青申とほぼ似たようなことが行われようとしております。そういうことも背景にあるのではないかなと思って聞かせてもらいましたですけどね。

ほかにございませんか。

はい。

奥山合併推進室長 先ほどの青申の補助金の件でございますが、実は西伯町の方では、 農協関係につきましては、農業青色申告会というのが農協の中で組織されておりまして、 そこで年会費1,000円か2,000円ぐらい徴収しておるようでございまして、そう いうようなことで、入会しておる方についてはちょっと定かに覚えておりませんですけど も、そういうようなやり方をしておるようでありますので、参考までに報告させていただ きます。

坂本会長 三鴨委員さん。

三鴨副会長 私、この部分は、佐伯委員がおっしゃったのは大変大事な部分ではないの

かなと。節税対策あるいは税務に対する認識、それから特に弱者の農家の税対策というようなものを J A なり行政が幾らかかかわってくるというのは、特に大事な育成部分でありますんで、ちょっと続けて西伯の方も含めてやってみる方法もあるのかなという感じがせんでもない。私も、いや、私も青申をしてますけど、家内がやっておりますけど、どうなんですかなあ。税も……。

坂本会長 西伯町は多うございますぞ。(笑声)青申の事務費の補助は役場から余計出しておる。

田辺主幹 いや、出してないですよ。

坂本会長 6万5,400円農協で。会見町で。商工会が2万2,800円ですけど。 会費は農協と商工会に出しておられる、会見町の。何ぼぐらい出してるの。このものはね。 西伯町は、私は申告会に入っていますけど、たしか2,000円会費払っております。(発 言する者あり)そんなでやっております。

どうぞ。

佐伯委員 ただ、これ申し上げましたのは、少なくとも行政とそれから経済ということで、両輪ということになりますと、全てじゃないんですけども、農協なりあるいは商工会これが一体となったことがやっぱり必要でないかなということがまず 1 つ。それに含めて青申でやっておられる方の信頼関係と役場との信頼関係も、これは必要じゃないかなと思っております。青申出いたからもうすべてじゃないわけで、責任持ってそれなりに出すということで、農協も責任持ってやっておられるんじゃないかなというふうに感じておるわけですが、それに対して青申されなかった場合で、青申は個人的にされるわけで、奨励金を出すとか出さんとかの考え方じゃなくて、青申は個人的にされるということですから、ただ単に役場がどうだこうだという意味じゃなくて、一つにはそういう大きな考え方の中で進められたらどうかなというような気がしたもんですから、発言させていただきました。

三鴨副会長 私も事務的にも楽じゃないかなと思いますね、役場の方も。確定申告なんかにね。どうなんですか、そこら辺は。個人でこれからは全部役場はそのようにまとめてきちんとしたルールの中で。

桐林次長 西伯町も総じて青申でやっておられて、西伯町はみんな個人負担の分でやっとられるし、会見町の方は町の補助がありますよと、この差があるということですね。 やり方に全然差があるわけじゃないですよ。西伯町の場合はお金出してでもやっておられるのに、会見町の場合に補助金出さんでやめるっていうことが言えるかどうか。 佐伯委員 いや、そういうことじゃないんですよ、僕が言っているのは。今、ちょっと議長さん通してなかって申しわけなかったんですが、言ってみれば、会見町の場合も補助金はこれは補助金、あくまでも補助金です。個人的に会費としては出しております。青申の会ということで補助金じゃなくて出していますが、少なくともこの補助金が今現在あるのを、ただ単に切ってしまうということに対して、何らかのきちっとしたものがあってしかるべき。合併したから切ると、西伯町がないから合併したから切るということでは、整合性としてなかなか理解がしにくいではないかな。こういう理由で切りますよということがはっきりすれば、これはやむを得んわけですけども、合併することによって補助金の必要性ということでは、西伯町の例によるということで、合併するから補助金がなくなるということに対して、ただ単にそういうことではどうですかということを聞いたわけです。

坂本会長 加藤委員。

加藤委員 今、いろいろ議論がされておるわけですけれども、行政上の立場としては、 やはり奨励補助という分野はどこの町でもある程度こういうものは見直すか削減するか、 そういう方向ではないかというふうに思います。といいますのは、定着をしてくれば当然 申告補助にしましてもやはり削減の方向で考えていくべきじゃないのかと、そういうふう なことを私は思いますし、今、現状、町の現状からいきますと、やはり財政上、本当に、 先ほど税務課長が申し上げましたように、少額の補助金についてはできるだけ整理してい く、そういうことがこれからは望ましいんじゃないか、このように考えております。以上 です。

坂本会長 ほかにございませんか。

森岡委員。

森岡委員 今、議論されておる部分については、説明も課長もされたように、少額の補助金を整理するっていうことについては、全くそのとおりだというふうに私は同感です。佐伯委員のおっしゃる部分も、これ本当それって言われりゃ考えないかん部分なのかなという気がしますけども、これは私は青色申告を奨励するための事務費補助だっていう説明がしてありましたんで、当然経過的な措置で青色申告を進めるための奨励施策だったんかなと。金額的にもさっき言われたように8万8,200円ですから、これも額にすれば。額としては大きなもんじゃないけども、これは出しておられるのは、申告会に出しておられるんですか、農協に出していらっしゃるのかということと、それからもう1点、期限前納付への奨励制度で、西伯町の場合には金額の上限決めてますよね。これ逆に税額で言え

ば200万なり300万円なりっていう年額の税額がこれ現行の5%該当するわけですから、でも会見町の場合には上限設定がしてないから、会見町の場合で一番高額の交付額は、最高額でこの1万5,000円なりあるいは1万円なりっていうものを、こういったところの事案があるのかないのか、その2点だけお伺いします。

竹内課長 1つ、最初の補助金の関係ですけども、これは、まず会見町には青色申告会というのはございません。補助金を交付しているのは、農家の方は農協、それから商工会、 農協と商工会という形でこの補助金を交付しているということであります。

それからさっきの前納報奨金の上限ですけども、恐らく、ちょっと計算ができませんけども……(発言する者あり)限度を超える納税者の方が6件です。これ固定資産税でございますけども。6件ございまして、それから税額にしますと……(発言する者あり)

稲田課長補佐 税務財政課の課長補佐の稲田といいます。会見町の場合に限度を超える 税額を納められる方、固定資産税の場合に6人おられまして、そのうち4件が前納されて おります。それから町・県民税の場合に、限度を超える報奨金を出す税額の方が3件いら っしゃって、3件とも前納されております。

坂本会長 はい。

森岡委員 それで、その中に個人と法人のちょっと分けていただきたいと思いますが。 わからんかったら後でも結構です。

稲田課長補佐 町県民税の場合はすべて個人です。それから固定資産税の場合はすべて法人です。

森岡委員 すべて法人ですか。

坂本会長 いいですか。

森岡委員 はい。

坂本会長 ほかにございますか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、青申の補助金については今議論を聞いていただいておったとおりでございまして、これは相当詰めておいてもらわんと、今度目に一発ですぽんといかんというような気がして聞かせていただいておりましたが、そういうことをひとつ肝に銘じておいていただいて、今度目に一発で決まるようにひとついい提案をしていただきますようによろしくお願いして、この項は終わりにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

そういたしますと、税務事務の取り扱いについては、きょうは以上で終わりたいと思います。

6番の報告事項に移りたいと思います。

まちづくり計画の原案について、事務局から説明をお願いします。

桐林次長 御説明申し上げます。

まず、本来でありましたらせんだってお配りしました資料とともにお配りするのが私どもの義務でございますけども、多少おくれた面がございまして、本日、机の上の方に置かせていただいております。まちづくり原案でございます。これは何回か説明させていただきましたとおり、あくまでたたき台ということでございますんで、まちづくり委員の方にしっかりたたいていただこうと思っております。そういう趣旨のものでございます。また、各委員さんにおかれましても、この中身をごらんいただきまして、最終的にはまちづくり委員さんの意見を参考にしながら、この協議会の場で詳細な内容を詰めていくということになりますので、そういう目で御一読いただけたらと思っております。

議案につきましては以上でございます。

坂本会長 今簡単に言ってしまいましたけれども、膨大な内容でございまして、要は分類をしておりまして、大、中とあって、その次に建設計画原案というところがありますね。 こういうことでまちづくり計画委員さん方にしっかりこれをたたいていただくということになると申しましたけれども、そういう内容でございます。

これはどういう進め方しましょうか。

桐林次長 これにつきましてはこの場では特に御協議は無理だと思いますので、いずれにしましてもまちづくり委員さんの意見、皆様の意見をそれぞれすり合わせといいますか、総合しまして最終的につくりますので、この場合といいますか、今後9月ぐらいまでに一応まちづくり委員の方の意見が出そろいますので、それまでに御一読いただきまして、この場で改めてすり合わせといいますか、個別の方向性を出していく場をつくっていくということになろうかと思いますので、意見の取りまとめをしておいていただけたらというふうに思っております。

坂本会長 まちづくり委員さんでは、例えば中分類の、住民福祉の場合ですけれども、 健康づくりと保健予防の推進ということでずうっとあります。51か688ぐらいまであ りますか。そういうひとつ、これは両町の総合計画の中から拾ってきて掲載してきている というものでございますが、こういう分類に応じてそれぞれしっかりたたいていただくと いうことですから、協議会の委員さん方もこういう分類に基づいて御意見をある程度まと めておいていただきたいいうことですね。

佐伯委員 議長さん、ちょっとよろしいですか。

坂本会長 佐伯委員、どうぞ。

佐伯委員 ちょっとこれ立派なものができておって、本当に恐縮するわけですが、ありがたいことですが、一つお聞きしたいのは、この100人の方がそれぞれ、例えば、福祉なら福祉という部会の中に個人的に希望で入られたいうことだったと思いますけども、どのようにこれを振り分けて、ほんなら何人ずつぐらいまで、ただ事務的にぽんと20人なら20人というふうにされたのか、希望どおりそれをそのまますとんとやられたのか、どのぐらいの人数割合になっておるか、ちょっと聞いてみたかったもんですが。

坂本会長 事務局、お願いします。

桐林次長 御説明を申し上げます。

実は、それぞれの委員さんから5つの部会のどれに入りたいかという希望をまず出していただきました。その結果、住民福祉と教育に集中いたしまして、第1希望、第2希望、すべて住民福祉の部門、教育の部門は皆さんの意向に必ずしも沿うことができないということで、なおかつ両町の割合をそろえなきゃいけないということで、各町ごとで100人の5部会、それを2町ということで、10人ずつ抽選をいたしました。その抽選に漏れられた方につきましては、第2希望の部会にあきがあるといいますか、その状況の方があった場合は、第2希望の方に入っていただくと。残念ながらそちらにも沿えないという方につきましては、さらに空いてるところに入っていただくように、これは結局その方については希望に全く沿えなかったということになるんですけども、抽選をさせていただきました。

抽せんにつきましては、6月の20日にこちらの役場の方でいたしまして、公正さを期するために、新日本海新聞社の枝野記者と、それから今こちらにいらっしゃいますけども、山陰中央新報社の堀江記者に立会をいただいておりますので、公正に抽選されたことにつきまして、間違いないということで、御希望に沿えない方についてはそれをもって御了解いただこうかなというふうに思っております。以上でございます。

坂本会長 よろしゅうございますか。

佐伯委員 はい、よろしいです。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 私、1回も2回も日中の会議でちょっと失礼して申しわけなかったんですけども、夜の会合これからあるわけですけども、できたら出かけてみたいなと思うんですけども、分散会という形でされるんですよね。それでどこに参加してもいいっていうことで参加させていただいてもいいですね。

坂本会長 事務局、どうぞ。

桐林次長 基本的に分散会といいますか、各専門部会ごとに分かれて行わさせていただきまして、特にどの部会にということは制限を設けておりません。ちょっとさきの2号とも関連するんですけども、日程につきまして今、ついでにちょっとよろしゅうございますか、会長。了解いただけましたら2号を続けてちょっと説明を。

坂本会長ああ、そうですか。なら関連がありますからお願いします。

桐林次長 今、橋谷委員さんの方から御質問ありましたように、日程につきましては、皆様基本的に社会人の方が委員になられるということで、仕事をお持ちなので、夜7時半から設定しております。基本的な開催は7月11日と8月20日と9月10日、この3回は必ず開催していただこうと思っております。今お手元にお配りしております原案を見ていただいてもおわかりになりますように、住民福祉の分野になるとかなりボリュームがございますので、3回ではちょっと話し合いが尽きないんじゃないかということで、各まちづくり委員さんの御了解があれば回数を増やすというふうなことも考えておりますので、これ以外にも部会によりましては回数が増えるという前提で、それぞれの会に出ていただくことは御自由というふうに考えております。以上でございます。

坂本会長 橋谷委員さん、いいですか。

橋谷委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

坂本会長 報告事項の2号にも入りましたけども、あわせてひとつ御質疑はもうございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでしたら、こういうことで進めていくという原案でございますが、 最前も申し上げましたように、中分類の中ぐらいでひとつこの協議会では御意見をまとめ ていくと。この一つ一つはやりませんので、中分類ぐらいで一つの御意見をまとめておい ていただきたいというように思いますから、よろしくお願いします。

報告事項(3)番、新町の名称の候補の推薦結果などについて、事務局からお願いします。

桐林次長 そういたしますと御説明申し上げます。

資料の方、13ページでございますけども、13ページの方に報告内容といたしまして、 新町の名称の候補の推薦結果が別紙の1のとおりでいうことでございます。

また、別紙1をごらんいただきたいと思います。6月25日を締め切りとさせていただきまして、各委員さんから推薦をいただいた結果でございますが、ちょっと二、三お断りをさせていただきたいと思いますけども、お出しいただいた中に、一部応募者数の順位で既に候補となっていたものがございました。こちらにつきましては重ねてこちらに記載することはいたしておりません。あわせまして、一部振り仮名が、いわゆる送り仮名、振り仮名が違っているものが別のものというふうにされていたものがございまして、これも私どもの不注意で、本来それは標準的な振り仮名の送り方のものとして統一してお示ししなければいけなかったんですけども、それをあわせまして、具体的には、失礼しました。そちらの方はこの推薦の方にありませんでした。今のちょっと撤回させていただきます。それで重複したものは一応のけた形で出させていただいております。もし万が一御推薦いただいたものがないということになりますとあれですので、念のため御確認をいただけたらというふうに思っております。

それから続きまして、投票者数上位20位までの名称の候補を含む第1次候補は別紙2のとおりであったということで、先ほどちょっと説明しかけましたけども、振り仮名の書き方が違うということで別扱いになっておったものがございましたけども、これは合わせて1つということで整理をさせていただきました。標準的な書き方、具体的には13番の桜花町、「おうかちょう」と書くのが正しいということで、「おおかちょう」というものを合わせて1つにさせていただいております。これは両方合わせまして、第1次候補として、当初は40程度ということで始めていただきましたけれど、結果的に61の候補がそろったということでございます。

その選定の結果につきましては、合併協議会のホームページ、協議会だより等を通じまして、町民の皆様にお知らせをしたいというふうにも考えております。お知らせしました結果、寄せられました御意見ございましたら、また協議会のこの場でお示ししたいというふうに考えております。以上でございます。

坂本会長 この点について何かございませんか。

[質疑なし]

坂本会長 ないようですが、よろしゅうございますな。(「はい」と呼ぶ者あり)

そういたしますと、報告事項につきましては以上で終了いたしたいと思います。 7番、今後の協議会の開催日程について、お願いします。

桐林次長 失礼いたします。

それでは、まずIT問題研修会ということでございます。資料の一番後ろ、18ページをごらんいただきたいと思いますけども、大変急な日程の決定でございまして、特に両議長さんにおかれましてはちょっと別の日程と重複するということで御参加いただけないということになってしまって大変申しわけないわけでございますけども、講師の都合によりましてどうもこの日しかとれないということでこの日に設定させていただきました。

7月8日にIT問題研修会というのを開催いたしたいと思います。講師は鳥取県企画部参事監兼情報政策課長の岡村俊作氏でございます。演題としまして、「これからの市町村行政と情報技術について」ということで、県内のIT環境の整備、それから業務に取り入れることが可能な技術等、わかりやすくお話をしていただきたいと思っております。この研修会の趣旨としましては、1点は、新町の事務所を決定するに当たりまして、余り事務所の位置にこだわらなくても、業務自体は余り差し支えないんだよというふうなことが御理解いただけるんじゃないかというふうに思っております。それが一つの目標でございます。それからあわせて役場の職員、両町の職員にも参加していただくようにしておりまして、今後事務を進める上でも参考になるかという2つの趣旨でございます。急な決定でございますので、なかなか御都合がつかないかもしれませんけども、御参加の方、よろしくお願いしたいと思います。

坂本会長 どうぞ。

奥山合併推進室長 続きまして、会議日程につきまして御報告させていただきたいと思います。

まず、第8回の会議でありますが、7月22日9時から12時ということで、西伯町下中谷、西伯森林公園森の学校で開催をさせていただきたいと思っております。

そして、第9回の会議でありますが、これは8月の5日火曜日13時30分から16時ということで、会見町役場の会議室ということでお願いをしたいというふうに思います。 もう一度申し上げます。8月の5日火曜日13時30分から16時ということでございます。

ちなみに、第8回の会議につきましては、西伯町役場ということで前回申し上げましたが、ちょっと場所を変えてみたというようなことでございまして、皆様方の机上にこうい

うイラスト入りのマップがあると思いますが、西伯町役場から国道 1 8 0 号線を上の方に上がっていただきますと緑水湖がございます。緑水湖の対岸に斜めの塔があります。ミステリータワーでございます。こちらの方に体験学習館というのがございまして、そちらの方で協議会をお願いをしたいというふうに思います。

ちなみに現場に行きますのは、緑水園を上に上がりますと上長田大橋というのがありまして、そちらの方から一方通行になっておりますので、賀祥ダム事務所からの進入はできませんので、上から橋を渡って下に下がっていただくということでございます。現場でございますが、対岸の道路のちょっと小高いところにあるものでして、そちらにはちょっと道路がありますけども、駐車場の関連がありまして、下の駐車場に車をとめていただきまして歩いていただくというようなことでお願いをしたいと思います。

会見町の委員さん方につきましては、8時30分に会見町役場発でワゴン車で現場に行っていただくというようなことを考えておりますので、あわせて御報告させていただきたいと思います。以上でございます。

坂本会長 場所をどうも変えてやってみようということのようでございます。7月の2 2日9時から西伯森林公園森の学校体験学習館。それから第9回は8月の5日1時半から 会見町のこの会議室で行いたいということでございます。

奥山合併推進室長 議長、もう一度、出発の時間を会見町役場を8時30分ということでよろしくお願いいたします。

坂本会長 会見町の方はワゴン車が出るそうでございます。8時半に出発ということで、 御確認をいただきたいと思います。

8番、その他。何かございますか。皆さん方の方で。

吉次委員。

吉次委員 私は初めから出ておりませんので前のことはようわかりませんけど、先ほどから質問を聞いておりますと、何か審議されておることが非常にお粗末じゃないかという気がします。例えば先ほどありました町道の認定にしましても、町道の認定にしても、その次に出てまいります道路台帳にしても、いずれも交付税がついて回っております。こういったことも勘案して御検討いただきたいと思います。

それから、がけ地だとか急傾斜地だとか、この問題については、1つわてじゃなしに、 このものは同じ農林水産業の内容の中で、いろいろな方法がああけん、ただ一つだけの問 題じゃないと思いますんで、そういったこともまちづくり委員会の中でも十分御検討いた だきたいと思います。以上でございます。

坂本会長 そういう御意見をひとつそれぞれが頭の中に入れて、次回から協議を進めて いきたいと思います。

奥山合併推進室長 失礼いたしました。

その他の件でございますが、先般、両町ぐるっと一周の見学会を行いまして、その後で意見交換会を行いまして、発言等をまとめたものを後ほどお配りしたいと思いますので、また参考にしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。 坂本会長 以上ですか。

ないようでございますので、本日の第7回の合併協議会を以上で閉会にしたいと思いますが、閉会に当たって三鴨副会長の方からごあいさつをお願いします。

三鴨副会長 どうも長時間にわたってお疲れさまでした。有意義な会議になったと思います。

一つお断りといいますか報告といいますか、しておかんといけんわけですが、坂本町長からも当初のあいさつにございましたように、会見町は米子市との合併協住民投票が6月の26日、総務省の見解で初めから無効ということになりました。報道機関のテレビ、新聞等で見ていただいたとおりでございます。大変皆さん方にも御迷惑、御心配をおかけしておりまして、私の力不足というところで、本当に皆さん方にも御迷惑をかけましたこと、深くお詫びをいたします。

ただ、この件につきましては、選管が知識不足だったというとこもありますけども、やはりその代表の方が法に沿った行動ということもきちんとやっていただきたかったなと。下手に選管がここで言えば妨害行為にも当たりますし、選挙をする者は法に沿った規制、行動というものは大事ではないかと思います。しかし、私も会見町の責任者として、道義的な責任ございますんで、報道機関の方を通じて町民の皆さんなり関係者にお断りをしたということでありますけども、代表の方にもきちんとそこら辺を認識いただいて、町民の皆さんにお断りもしていただきたいもんだなと思っておるところです。

今後、どういう具合にこの件について対処するかということでございますけども、まだこの米子市との合併を進める会の皆さんから何も私の方にはございません。ただ、もう既にこうやって西伯町との合併もスムーズに進んでおりますんで、アンケートをとるとか、あるいは住民投票条例をつくるとか、こういうことは私は考えておりません。1つには、この代表の方が町民の方に断られて、そしてもう一度50分の1から取り組むんで受け付

けてくれとおっしゃるんなら、私は660人の署名された方の気持ちを思い、これは受けていくべきではないかという思いは持っております。そうすれば期間を幾らか短縮するように、選挙管理委員の方にも強く呼びかけていきたいと、努力したいという思いは持っております。しかし、これを受けたとしても、町の議会の方が承認いただけるか、あるいは米子市長さんが新しくなりましたし、市議会の皆さんも大きくこのたび改選になっておりますんで、この方等の思い、そういうものが確認はできませんので何とも言えませんけども、私としてはその660人の方の思いというものは、真摯に受けとめていきたい。

もう一つは、この660人の方と私と、本当に集会をする機会がある、あるいは向こうの方が望まれるんなら、そこら辺の対話集会のようなものを受けて立ってもいいというぐあいに私は思っておるところであります。

今、5月の23日の日に全区長集まっていただきまして、そしてその中でどのように対処すべきかという相談の中で、もう一度この合併協の経過説明、それからこの住民投票の流れというものをきちんと伝え、そして町長の思いというものをもう一度住民にきちんと説明してくれんかということがございまして、今、今晩も回るわけですが、22集落を目指して回っております。先月の9日から7月の8日まで22集落を回るようにしておりまして、特別職とそれから管理職を3班に分けて、そして全集落を回って、あと大方終わりに近づいております。ただ残念なことに、署名された方がその集会に来て話を聞いていただいておるんかな、どうなのかなということが大変気にはなっております。ただ、集まっていただいた方の中では、ある程度この2町合併を理解していただいておるではないかというぐあいに思っております。

いずれにしましても、アンケートをとってくれなかったという御不満はありますけども、 私はこの件につきましては総合判断ができないという状況の中でアンケートをとる、ある いは関心のある人、ない人、そういった中で、票の数によって大きい方がどうしてもメー ンになっていくわけですし、そして今度米子市のああいった財政等が出れば、なぜあの時 点でこういったことを町民に知らせなかったかと、判断が誤りではないかという世界だろ うと私は思っておりまして、アンケートはこういった将来に向けての合併の分にはなじま ないという思いで、全集落を回り、全体の会議をし、そして資料も全戸に配り、また合併 特集号も出し、そこまで徹底をした中で、ある程度理解をいただきたいものだと思ってお ります。

本当にこの件につきましてはまだまだいろんな場面があろうかと思いますけども、私の

思いはこの2町で一生懸命取り組んでまいりたいという思いは変わりませんので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

また、傍聴の皆様、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

坂本会長 それでは以上で終わります。御苦労さまでした。

(午後5時閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員